

「融雪用白灯油」契約附属条件

「融雪用白灯油」の入札（見積）において、契約の相手方となった場合、当該契約について次の事項を「契約の附属条件」とするので、契約の履行にあたっては留意願います。

記

- 1 白灯油の給油については、気象状況により一定しないが、概ね2～3日おきに給油が必要になると見込まれること。

給油は、北上土木センターからの要請によるが、気象等により急を要する場合があること。

- 2 給油の際は、北上土木センター職員の立会ができない場合があることから、物品検収（給油量等の確認）のため、次により「写真撮影」を依頼するものであること。

- (1) 写真撮影は、次の要領により行うものとする。

- ① 給油開始前に、融雪タンクに設置しているメーターの目盛り及び残量を近距離から撮影すること。（撮影した写真からメーター目盛りが判読可能であること）

- ② 給油中の状況（融雪タンク及び給油車両を入れた全景）を撮影すること。

- ③ 給油終了後、融雪タンクに設置しているメーターの目盛りを近距離から撮影すること。（撮影した写真からメーター目盛りが判読可能であること）

- (2) 撮影方法及び撮影に必要となる支給品については契約締結後、北上土木センターと協議すること。

- (3) 撮影した写真は、毎月、白灯油代金請求書と合せて北上土木センターに提出すること。

- 3 契約締結後の給油に関する詳細事項については、北上土木センターと協議すること。

北上土木センター 道路環境課 道路環境チーム
電話 0197-65-2738（内線308）